

江東区こども・子育て支援事業計画(三次)策定に向けた区民意向調査等実施業務委託 事業者選定プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨

令和7年度に予定している「江東区こども・子育て支援事業計画(三次)」(以下「計画」という。)の改定に向け、区民意向調査及び子育て世帯生活実態調査を実施するが、計画策定に適した調査プロセス、調査項目等の事業設計、調査の実施並びに分析を行う事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区こども・子育て支援事業計画(三次)策定に向けた区民意向調査等実施業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約確定日の翌日から令和6年3月31日まで
- (4) 予算額 22,248,000円(消費税込み)

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27江総経第3281号)による指名停止を受けていないこと。
- (6) 子ども・子育て支援法に定める事業計画策定における区民意向調査・計画策定業務、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定業務、貧困対策法に基づく調査・計画策定業務、または類似事業の実績があること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和5年4月20日(木)～令和5年5月19日(金)午後5時
- (2) 質問受付期間
令和5年4月20日(木)～令和5年5月1日(月)午後5時

- (3) 質問回答日
令和5年5月12日(金)
- (4) 参加表明書・企画提案書等の提出期限
令和5年5月19日(金)午後5時
- (5) 第1次審査結果通知
令和5年5月26日(金)【予定】
- (6) 第2次審査
令和5年6月1日(木)【予定】
- (7) 最終選定結果通知
令和5年6月5日(月)【予定】

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間：令和5年4月20日(木)～5月19日(金)午後5時
 - イ 公募方法：区ホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間：令和5年4月20日(木)～5月1日(月)午後5時
 - イ 質問方法：質問書(別紙様式2)に記入の上、電子メールにより「11 担当課」に提出すること。
メールの件名は「【参加者名】区民意向調査等実施業務委託にかかる質問」とすること。
 - ウ 回答日：令和5年5月12日(金)
 - エ 回答方法：質問がなされた参加者名を伏せた上で、区ホームページに回答を掲載する。
- (3) 応募書類の提出
 - ① 参加表明書(別紙様式1)
 - ア 提出期限：令和5年5月19日(金)午後5時
 - イ 提出方法：持参(平日午前9時から午後5時まで)又は郵送(必着)
 - ② 企画提案書その他
 - ア 提出期限：令和5年5月19日(金)午後5時
 - イ 提出方法：持参(平日午前9時から午後5時まで)又は郵送(必着)

※①、②とも、提出期限後に到着した書類は無効とする。
※提出先は「11 担当課」まで。

6 提出書類

- (1) 参加表明書(別紙様式1) …1部
 - (2) 企画提案書 …12部
- *A4判(縦)、左とじ、両面印刷。事業者名の記載は表紙のみとし、本文中に社名は記載しない。全体の通しのページ番号を付すこと。なお、提案書は表紙・

目次を含め20頁以内とすること。

【提案事項】

- ① 応募した動機と抱負
- ② 子ども・子育て支援事業、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、及び貧困対策法に基づくこどもの貧困対策に対する考え方
- ③ 業務の実施体制について（別紙様式3）
担当従事者の役割、雇用形態、本件担当業務、資格、経験年数、業務実績、手持ち業務量など
- ④ 業務の実施方法
仕様書「3 委託内容」を実施するにあたり、発生する作業をどのように実施していくか具体的に記載してください。
 - ・国、都、社会状況等の情報収集と分析
 - ・アンケート調査の計画や実施の考え方
 - ・調査対象者、調査数
 - ・結果の集計分析、課題抽出手法
 - ・報告書、区への情報提供
 - ・次期計画に向けた提言・助言 など
- ⑤ 業務の作業スケジュール
- ⑥ 業務の進行管理に対する考え方
- ⑦ 業務実施にあたっての区と受託者の役割分担 第三者に委託する業務
- ⑧ 個人情報保護に関する考え方
- ⑨ その他特記事項

提案書を補足する事項等で委託業務に関するものがあれば記載する。

- (3) 子ども・子育て支援法に定める事業計画策定における区民意向調査・計画策定業務、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定業務及び貧困対策法に基づく貧困対策に関する調査・計画策定業務の受注実績一覧…1部（任意様式）
- (4) 受注実績が確認できる書類（契約書表紙の写しなど）…1部
- (5) 価格提案書（見積書）…1部（任意様式）
- (6) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明
…原本1部（直近3年分、かつ、発行日から3ヶ月以内の納税証明書）
- (7) 会社概要 …12部（任意様式、パンフレット可）

※提出された資料は返却しない。

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

7 審査方法

第1次審査は提出された書類について、第2次審査はプレゼンテーション（説明及

び質疑応答)について、本区職員で組織する「江東区こども・子育て支援事業計画(三次)策定に向けた区民意向調査等実施業務委託事業者選定委員会」が、評価基準に基づいて審査を行う。

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 第1次審査

企画提案書、子ども・子育て支援法に定める事業計画策定における区民意向調査・計画策定業務、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定業務、及び貧困対策法に基づく貧困対策に関する調査・計画策定業務の実績及び価格提案書について書類審査を実施し、点数の高い上位3者を第1次審査の通過者とする。同点数の者が複数の場合、価格提案書の金額が最も安価なものを上位者とする。第1次審査の結果は、企画提案書等の提出者全員に、令和5年5月26日(金)にメールで通知する。

※点数が60%未満の場合は、第1次審査の通過者として選定しない。

(3) 第2次審査

第1次審査の通過者を対象に企画提案書について、プレゼンテーション(説明及び質疑応答)を実施する。実施時刻・場所は、第1次審査の結果の通知時に、第1次審査の通過者のみに案内する。

※第2次審査において、プレゼンテーション用の画面コピーを除き、追加の資料は認めない。

※プレゼンテーションの時間は1者あたり30分(説明20分、質疑応答10分)程度とする。

※プレゼンテーションへの参加人数は3名までとする。

※パソコンを使用する場合は持参すること(プロジェクター及びスクリーンは本区が用意する)。

(4) 候補者の選定方法

① 失格者を除き、第1次審査と第2次審査の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

② 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

③ ①、②に関わらず、第1次審査と第2次審査の合計点が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第1次審査の通過者に選定又は非選定の結果を書面にて通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目を本区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- ① 候補者の名称、合計点及び選定理由
- ② ①以外の参加者の名称及び合計点

※①以外の参加者の名称は、ABC表記とし、合計点は点数順で表記する。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、本区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

11 担当課（書類等提出先）

江東区子ども未来部子ども家庭支援課庶務係（庁舎3階15番窓口）

担当：河谷

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

電話：03-3647-8421（直通）

電子メール：280200@city.koto.lg.jp